



平成 27 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 K L a b 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 真 田 哲 弥
(コード番号：3656)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 高 田 和 幸
Tel 03-4500-9077

自社株価予約取引に係る契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 30 日開催の取締役会において、Deutsche Bank AG, London Branch（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」といいます。）との間で、自社株価予約取引に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、その背景及び取引概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

記

< 自社株価予約取引の概要 >

自社株価予約取引とは、取引当初時の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」と当該先渡価格との差額を現金決済する取引で、以下の効果をもたらす取引です。

- 終了時基準価格 > 先渡価格 --- 当社の差金受取り（株価上昇メリット）
- 終了時基準価格 < 先渡価格 --- 当社の差金支払い（株価下落リスク）

自社株価予約取引の実行に際しては、当社からの当該取引の申込みの後に、本契約に伴う取引のヘッジ取引としてドイツ銀行ロンドン支店が取引所金融商品市場内において当社普通株式を取得します。このように当社普通株式が買い付けられるという点において、自社株価予約取引は自己株式の取得に類似しておりますが、下表に示すとおり両者は異なる性質を持つ、異なる取引です。

なお、本契約に基づく取引の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。また、本契約に基づく取引との関連でドイツ銀行ロンドン支店が取得する当社普通株式の所有権及び議決権はドイツ銀行ロンドン支店に帰属します。さらに、本契約に基づく取引の履行に際しては、会社法に規定される財源規制には抵触しないと考えるのが合理的である旨、当社と利害関係のない第三者である法律事務所より法律意見

を取得しております。

< 自社株価予約取引と自己株式の取得との比較表 >

比較項目	自社株価予約取引	自己株式の取得
バランスシート効果	オフバランス取引	純資産の減少 借入金で実施する場合、負債の増加を伴う ROE（株主資本利益率）やEPS（一株当たり利益）といった株価指標の向上に資する
会計上の取扱い	損益取引 決算期ごとに時価評価する	資本取引
純資産への影響	純資産は減少しない	純資産は減少する
資金負担	自社株価予約取引の担保金として、両当事者が予め合意する金額の金銭を、ドイツ銀行ロンドン支店に差し入れる	当社普通株式を取得する分だけ資金負担が発生
財源規制適用の有無	なし	会社法に基づき計算される剰余金の分配可能額の範囲に限られる
自己株式の取得	なし 但し、ドイツ銀行ロンドン支店が、自社株価予約取引の対象金額を上限として当社株式を買い付ける	当社が、当社普通株式を買い付ける
自己株式の所有権及び議決権	買い付けられた当社株式の所有権はドイツ銀行ロンドン支店に帰属し、議決権行使もドイツ銀行ロンドン支店の裁量により判断される	買い付けた自己株式の所有権は当社に帰属し、かつ議決権は行使できない
出口	差金決済	① 金庫株として保有 ② 消却 ③ 再放出

1. 自社株価予約取引採用の背景及びねらい

<背景>

当社はこれまで資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行とともに、株主還元策として1株当たりの価値向上のため自己株式の取得を継続して実施してまいりました。今期においても、平成27年5月18日及び同8月25日に自己株式の取得を決定し、自己株式の取得を行っております。その結果、本日時点において、会社法上の自己株式の取得総額に係る規制（会社法第461条）で定められた分配可能額の上限に達しており、今期はこれ以上の自己株式の取得は実施できない状況です。

また、当社は平成27年6月末日時点において現預金を7,272百万円有しております。当該手元現預金については、業績の変動の大きさや業界特性等を勘案するとともに、今後の事業拡大を目的とした投資に備えるため内部留保に努め、具体的な投資機会があるまでは流動性の高い金融商品にて運用を行っております。

このような状況下、当社は株主の利益に繋がるような財務戦略及び効率的な資金運用を検討・模索しております中で、将来的には自己株式の取得を含む株主還元策を実施することを考慮したうえで、自社株価予約取引の着想に至り、当社内において慎重な議論を重ねた結果、自社株価予約取引の採用に至りました。

自社株価予約取引では以下のような効果を期待することができ、このような効果を得られた際には、企業価値の向上ひいては株式価値の向上に資するものと考えております。

<ねらい>

当社が自社株価予約取引を実行するねらいは以下のとおりです。

- 株価上昇メリットの享受
自社株価予約取引が終了した際、契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく終了時基準価格と先渡価格との差額が正の値であれば、差金を受取ること。
- 自己株式取得コストの固定化
当社が将来、自己株式の取得を行う際に株価が上昇していた場合に備えて、予め設定した先渡価格によって、将来の当社による当該自己株式の取得コストを予め概ね確定すること。
- 株主構成再編
将来の当社の経営に賛同して下さる新しい投資家等が現れた場合において、ドイツ銀行ロンドン支店が自社株価予約取引のヘッジ・ポジションとして保有する当社普通株式を、当該投資家等とドイツ銀行ロンドン支店が合意することを条件に、ドイツ銀行ロンドン支店から当該投資家等へスムーズに売却すること。

2. 自社株価予約取引の概要

本契約は、ドイツ銀行ロンドン支店が、下記(4)に記載される対象金額の上限まで買付けを行った日、下記(5)に記載される買付可能期間が終了した日、又は両当事者間で別途合意した日のいずれか早い日の翌営業日に、当社とドイツ銀行ロンドン支店との間で締結される予定であり、本契約の締結から1年間が先渡期間となります。

当社は、平成27年9月30日に、本契約の締結に先立って自社株価予約取引の申込みを行います。上記申込

みに伴い、ドイツ銀行ロンドン支店は、買付可能期間中において、対象金額の範囲内で当社普通株式の買付けを行うことができます。但し、かかる買付けはドイツ銀行ロンドン支店の裁量により行われるため、ドイツ銀行ロンドン支店が、必ずしも対象金額の上限まで買付けを行うというわけではありません。

本契約の概要は以下のとおりです。

- | | | |
|-----|---------------------------|--|
| (1) | 取引実行予定日 | 下記(4)に記載される対象金額の上限まで買付けを行った日、下記(5)に記載される買付可能期間が終了した日、又は両当事者において別途合意した日のいずれか早い日の翌営業日 |
| (2) | 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済）
当該取引は ISDA マスター契約及び ISDA クレジット・サポート・アネックスに基づいて行われる。 |
| (3) | 対象株式 | 当社普通株式 |
| (4) | 対象金額 | 500 百万円（本契約締結を決定した当社取締役会決議日の前営業日（平成 27 年 9 月 29 日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に、当社発行済株式総数を乗じて算出される当社時価総額の 1.16%相当）
なお、当社が自社株価予約取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。 |
| (5) | ドイツ銀行ロンドン支店による対象株式の買付可能期間 | 平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 10 月 13 日 |
| (6) | ドイツ銀行ロンドン支店による対象株式の取得方法 | 立会内取引による買付け
ドイツ銀行ロンドン支店は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 17 条第 2 号及び第 3 号の定めに基づいて対象株式を取得することを約束している。 |
| (7) | 先渡期間 | 本契約の締結時点から 1 年間とする。
但し、ドイツ銀行ロンドン支店は、本契約に基づく取引のヘッジ・ポジションの解消が先渡期間の終了日までに完了していない場合、かかるヘッジ・ポジションの解消が完了するまで先渡期間の終了日を延長することができる。 |
| (8) | 先渡価格 | 下記(9)に記載する当初基準価格に基づき、ドイツ銀行ロンドン支店の金利コスト相当額及び株式先渡取引契約料相当分等を勘案して、当該取引の契約時に当事者間の合意により決定する。 |

- (9) 当初基準価格 ドイツ銀行ロンドン支店が当該取引のヘッジのために買い付けた対象株式の買付価格の加重平均。上記加重平均が本日の当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を上回る場合には、当初基準価格は当該120%に相当する金額となる。
- (10) 先渡購入者 当社
- (11) 先渡売却者 ドイツ銀行ロンドン支店
- (12) 決済 以下の状況に応じて現金決済を行う。
- ① 決済基準金額
 下記(13)に記載する終了時基準価格から先渡価格を差引いた金額の絶対値に、対象株式数を乗じた金額。
- ② 終了時基準価格 > 先渡価格の場合
 終了時基準価格－先渡価格が正の値（株価上昇）であれば、当社はドイツ銀行ロンドン支店から決済基準金額の90%相当額を受取る。
- ③ 終了時基準価格 < 先渡価格の場合
 終了時基準価格－先渡価格が負の値（株価下落）であれば、当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して決済基準金額の100%相当額を支払う。
- (13) 終了時基準価格 ドイツ銀行ロンドン支店が、満期日の20取引所営業日前から満期日までの期間、又は当社による期限前解約の請求通知がドイツ銀行ロンドン支店に到達した日から実務上可能な限り早い期間に当該取引のヘッジ・ポジションの解消のために売り付けられた対象株式の売付価格の加重平均。
- (14) 期限前解約 取引実行予定日から満期日の20取引所営業日前までの期間において、当社は、通知によって当該取引の一部又は全てを期限前解約することができる。この場合、ドイツ銀行ロンドン支店は、期限前解約の通知を受けた株数に対応するヘッジ・ポジションを実務上可能な限り速やかに解消し、期限前終了日、期限前終了株式数、決済基準金額を当社に通知する。
- なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びドイツ銀行ロンドン支店が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。

- (15) ドイツ銀行ロンドン支店による対象株式の売付方法 下記いずれかの方法を想定している。
- ① 立会内取引による売却（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第17条第3号の規定に準ずるものとし、さらに(イ)その日の売買立会の初めの売買の価格が公表されるまでは、直前の終値（気配値を含む。）を下回らない価格（配当落ち又は権利落ちがある場合は、配当落ち又は権利落ちによる価格下落を加味して判断する。）による指値で行い、(ロ)その日の売買立会の初めの売買の価格が公表された後は、当該注文を行う時までの公表価格（同条第2号が定める意味を有する。以下同じ。）のうち最も低い価格を下回る価格の指値の注文を行わず、かつ、直近の公表価格（気配値を含む。）を下回る価格の指値による注文を反復継続して行わないものとする。）
 - ② 立会外取引又は市場外取引による売却（ブロック取引等）
 - ③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）への応募による売却
- (16) 期限前解約に伴うペナルティ・コスト（損害金） なし
- (17) 担保金 当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して、本契約実行の担保として両当事者が予め合意する金額の金銭を、買付可能期間の開始までに差入れる。なお、差入れ額が本契約に基づく取引の対象株式数に先渡価格を乗じた金額を上回る場合には、かかる余剰金額については当社に返還される。
- (18) 先渡価格の調整 対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない）が生じた場合には、先渡価格は調整される。

なお、会計上の取扱いについては、ヘッジ会計を適用せず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、決算期末における当社普通株式の時価が先渡価格を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。営業外収益の計上は当社株価の上昇要因になると期待され、実際に株価が上昇した場合、更なる営業外収益の計上につながります。一方で、決算期末における当社普通株式の時価が先渡価格を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。営業外費用の計上は当社株価の下落要因となり、実際に株価が下落した場合、更なる営業外費用を計上するおそれがあります。

3. 自社株価予約取引終了時における選択肢

当社が自社株価予約取引のメリットを最大限に享受するため、自社株価予約取引の出口戦略としては以下の選択肢があり、当社の経営判断、株価の変動に応じて機動的に決定することができる仕組みとなっております。

a) 満期終了

先渡期間終了時点で、前記「2. 自社株価予約取引の概要 (12) 決済」に従って決済する。

b) 自己株式の取得のキャッシュフロー・ヘッジ

将来、先渡期間中に当社普通株式の株価が上昇し、かつ当社が自己株式の取得を決定し、その時点での当社普通株式の株価による自己株式の取得を行った際に、ドイツ銀行ロンドン支店との合意を条件に、本契約についても同時に期限前解約し、前記「2. 自社株価予約取引の概要 (12) 決済」に従って決済する。(前記「2. 自社株価予約取引の概要 (14) 期限前解約」参照。)

c) 新しい投資家の発掘と株主構成再編

本契約期間中において、当社が IR (インベスター・リレーションズ) 活動を行い、当社の経営に賛同して下さる新しい投資家等が現れた場合、当該投資家等とドイツ銀行ロンドン支店が合意することを条件に、ドイツ銀行ロンドン支店が当社普通株式を当該投資家等へ売却する。それと同時に、本契約についても、ドイツ銀行ロンドン支店との合意を条件に期限前解約し、前記「2. 自社株価予約取引の概要 (12) 決済」に従って決済する。(前記「2. 自社株価予約取引の概要 (14) 期限前解約」参照。)

d) 契約更改

先渡期間終了時点における市場環境を勘案して、ドイツ銀行ロンドン支店との合意を条件に、自社株価予約取引の実行期間を延長する。

4. ドイツ銀行ロンドン支店の概要

ドイツ銀行ロンドン支店の概要は以下のとおりです。

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)
(3) 代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会及びグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) ジョン・クライアン (John Cryan)
(4) 事業内容	銀行業
(5) 資本金	3,531百万ユーロ (2014年12月31日現在)
(6) 設立年月日	1870年3月10日
(7) 発行済株式数	1,379,273,131株 (2014年12月31日現在)

(8) 決算期	12月31日
(9) 従業員数	98,138名（フルタイム換算、連結、2014年12月31日現在）
(10) 主要取引先	投資家及び発行体
(11) 主要取引銀行	-
(12) 大株主及び持株比率	ブラックロック・インク 6.62% パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド 5.83% (2014年12月31日現在)
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

以上